

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	四街道市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/shisei/bangoseido/index.html">http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/shisei/bangoseido/index.html</a>

執行機関名 四街道市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	四街道市子ども医療費の助成に関する条例(平成23年条例第4号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		四街道市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第一 第9の項 四街道市子ども医療費の助成に関する条例(平成23年条例第4号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	四街道市子ども医療費の助成に関する条例(平成23年条例第4号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべての国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべての <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、子どもの医療費を負担する保護者に、当該負担に対する助成を行うことにより、 <u>子どもの保健対策の充実</u> 及び保護者の経済的負担の軽減を図り、もって <u>子どもの保健の向上</u> 及び子育て支援の充実に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		四街道市子ども医療費の助成に関する条例(平成23年条例第4号) 四街道市子ども医療費の助成に関する条例施行規則(平成23年規則第5号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	四街道市子ども医療費の助成に関する条例第6条 四街道市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第6条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	四街道市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第6条第1項に規定する子ども医療費助成受給券の交付申請の受理又は当該申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	四街道市子ども医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号 四街道市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第4条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	四街道市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第6条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ニ	四街道市子ども医療費の助成に関する条例第3条第1項第1号 四街道市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号	四街道市子ども医療費の助成に関する条例第9条 四街道市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第8条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	四街道市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第8条に規定する受給券の変更の届出の受理又は当該届出に係る事実についての認定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 イ	四街道市子ども医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号 四街道市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第4条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ	四街道市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第6条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号ニ	四街道市子ども医療費の助成に関する条例第3条第1項第1号 四街道市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第6条、第10条第6項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	四街道市子ども医療費の助成に関する条例第6条 四街道市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第10条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	四街道市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第10条に規定する受給券の更新に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	四街道市子ども医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号 四街道市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第4条、第10条第6項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	四街道市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第6条第1項第2号、第10条第6項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ニ	四街道市子ども医療費の助成に関する条例第3条第1項第1号 四街道市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第6条、第10条第6項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

事務4	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	四街道市子ども医療費の助成に関する条例第7条第2項 四街道市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第11条第1項
② 事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	四街道市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第11条第1項に規定する子ども医療費の助成金の交付申請の受理又は当該申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	四街道市子ども医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号 四街道市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第4条、第11条第1項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ニ	四街道市子ども医療費の助成に関する条例第3条第1項第1号、第7条第2項 四街道市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第11条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報



事務5	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号	四街道市子ども医療費の助成に関する条例第5条第2項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の七の小児慢性特定疾病医療費の支給の調整に関する事務	四街道市子ども医療費の助成に関する条例第5条第2項に規定する子ども医療費の助成金の支給の調整に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 1	四街道市子ども医療費の助成に関する条例第5条第2項 四街道市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第3条第1号
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 2	四街道市子ども医療費の助成に関する条例第5条第2項 四街道市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第3条第2号
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 3	四街道市子ども医療費の助成に関する条例第5条第2項 四街道市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第3条第3号
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 4	四街道市子ども医療費の助成に関する条例第5条第2項 四街道市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第3条第4号
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 5	四街道市子ども医療費の助成に関する条例第5条第2項 四街道市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第3条第5号
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 6	四街道市子ども医療費の助成に関する条例第5条第2項 四街道市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第3条第6号
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

備考	
----	--